



東日本ユニオンにいがた

http://niigatachihon.yukigesho.com/

申1号・新潟支社における乗務員の作業実態に合った労働環境・労働時間を求める申し入れ 団体交渉① 労働時間の考え方を説明・整理

新潟地本は10月13日に申1号・新潟支社における乗務員の作業実態に合った労働環境・労働時間を求める申し入れの団体交渉を行いました。

昨年3月のダイヤ改正から施行された「乗務員の業務等の見直し」から1年が経過した中で、作業実態に合わない事柄が多く存在していることから乗務員の作業実態に合った労働環境・労働時間を求めて申し入れを行っていたものです。

乗務員の作業実態に即した労働時間を付与するよう求め、必要な労働時間は確保しているとの回答を受けました。

これまでの交渉で支社側が繰り返してきた「労働時間が不足するような場合は足りなければ付加する」という考えに変わりはないか質しました。支社側は、必要な時間は付加されているとして、イレギュラー的な作業が発生した際は作業報告書を提出してもらおうとの考え

2023年度年末手当 基準内の3.5ヵ月分



努力に報いる 年末手当を!
東日本ユニオンでともに要求実現を勝ち取ろう!

【乗務員の業務等の見直し】

入区点検の見直しについて

車両入区、留置手配時の作業方の見直し内容を現場に周知するよう求める、社員周知として規程類やマニュアルの訂正と共に周知してあるとの認識を示しました。

地本側は、「入区点検」の名称が「留置手配」となった部分は周知されたが、「Pan降下の目視確認はモニターで可能なためしなくても良い」ことは全く現場に周知されていないこと指摘しました。その上で、目視確認がなくなったことにより、入区時に車両不具合に対応する労働時間はモデル時間に設定されていないこと、良いかを問うと支社側は、設定されていないことを明言しました。

車両故障の対応により点呼時間を過ぎた場合は、過ぎた時間を作業報告で提出するの点呼時間と支社側は、実際の点呼時間を報告書に記載し提出してもらおうと回答しました。

ところは無いとしました。労働時間設定の際に、予め少なく設定しておいて、実際現場で作業報告の提出を求めることはあるのかを質すと、余裕を持った時間を設定し、全てにおいて時間は足りているの、それは無いとしました。

時刻が指定されていない点呼無しの場合には、どのように報告するかを問うと支社側は、休憩室に到着した時刻で報告してもらいたいとしました。休憩室に到着した時刻を作業報告で提出することとは現場乗務員は知らないこと地本側が指摘すると、各箇所にはそのように連絡すると明言しました。

車掌の乗務終了後の折り返し時間について

到着で車掌がサボを扱えない理由を質すと支社側は、「到着」という労働時間のためとしました。また、列車到着後に乗継



となる運転士が行先表示を取り扱うこととした理由も、着運転士は乗継後にその場から離れるからであるとした。到着後に回送となり、乗継指定の場合には乗継時刻までドアが開まらない、行先が変わらないなどの問題があることを指摘すると支社側は、今後考えていきたいとしました。

車掌の乗務終了後の折り返し時間について

車掌の折り返し時間について「乗継」と「便乗」を同じ項目にした理由を

吉田駅での連結作業 賃金未払いを認める

新潟運輸区運転士B1 233行路は、1684Mで吉田駅到着後に転線作業を行い、1番線に留置されてる1682Mに連結して留置を行います。しかし当該行路を乗務した運転士より点呼に間に合わないという声が上がっており、着後の併結作業時間不足の5分を時間外労働として取り扱うよう求めました。

13日の団体交渉では、吉田駅での作業時間の内訳を1つひとつ確認することで、1682Mはパンタグラフを降ろして留置されているにもかかわらず、「併結時に留置車を活車する必要がある場合、その

質すと支社側は、「始発(終着)」「乗継」「便乗」と3つに分けていたが、運転士に合わせる形で「始発(終着)」「乗継」「便乗」の2つに分類したとの考えを示しました。

その上で、「乗継」「便乗」の折り返し時間について、休憩室と乗継箇所の行き来となる徒歩時間と乗継に必要な時間であり、運転士と車掌で作業に違いはないとしました。車掌行路の一部で駅業務を行う場合に、駅業務終了後の折り返し時間を「乗継・便乗」より1分少ない

Mを活かす時間が付いていなかったと説明した支社側に対して地本側は原因を問いました。支社側は、作業内容は以前と変わりがなく、かつ労働時間にも変更がないと考えたために、結果として作業に対する労働時間が付いていないと説明しました。調査している最中であり最終的な判断は現段階で示すことが出来ないが、時間がかかるため組合側に回答を修正し、伝えることを先に考え交渉の場を持つたこととしました。地本側が、作業に対する必要な労働時間が付与されず賃金未払いであったという事で良いか質すと支社側もこれを認め、現在調査中であるがその通りであると回答しました。